

令和4年5月25日

社会福祉法人鹿南福祉会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

介護の現場で働く職員が仕事と子育てを両立させることができるように働きやすい環境を整える。
このためすべての職員がその能力を発揮できるように行動計画を策定する。

1. 計画期間（第Ⅱ期）

2022年6月1日～2027年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職員全員が年次有給休暇を取得しやすい雰囲気づくりや所属長の声掛けにより取得日数を法定の5日を上回る年間7日以上を目標とする。

〈対策〉

- ・2022年10月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ・2024年4月～ 年次有給休暇の取得目標日数を6日以上とする
- ・2026年4月～ 年次有給休暇の取得目標日数を7日以上とする

目標2：育児休業をためらうことなく取得し、育児休業終了後はスムーズに職場復帰することにより、出産や育児による退職者をなくし、女性職員の継続就業者が増えるよう対策を図る。

〈対策〉

- ・2023年4月～過去に育児休業を取得するなどして子育てを経験し、現在も働き続けている職員の経験を綴った事例紹介パンフレットを作成し職員へ配布するとともに、男性の育児休業の取得を進める。
- ・2024年4月～育児休業後の円滑な職場復帰と介護の仕事に対する家族の理解を図るため、夫や子ども、親（義父母）など家族を招待しての職場見学会を開催する。
- ・2025年4月～育休明けの勤務時間数や勤務形態についての相談がしやすい環境を作り、個々に合った柔軟な勤務体制を構築していく。